

# 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」を認定しました!! 「社会福祉法人島根県社会福祉事業団」

島根労働局（局長 田村 和美）では、今般、社会福祉法人島根県社会福祉事業団（松江市）を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業として認定（えるぼし）しました。

「えるぼし」認定とは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主が申請することにより、取組の実施状況が認定基準を満たす事業主を厚生労働大臣が認定するもので、認定基準を満たす評価項目の数に応じて3段階あります。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品、広告、求人広告などに付して、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。

平成31年1月15日(火)に長岡理事長に対し河嶋雇用環境・均等室長が認定通知書を交付しました。

## 社会福祉法人島根県社会福祉事業団（松江市）



長岡理事長（向かって右）



認定マーク「えるぼし」  
2段階

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び企業の女性の活躍に関する情報を公表する「女性の活躍推進企業データベース」は、厚生労働省ホームページの「女性活躍推進法特集ページ」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>からご覧いただけます。